

資料名	頁	訂正後	訂正前
大阪府営公園指定管理者(PMO型)募集要項	11	<p>3. 業務の範囲及び内容 (6) 事業実施計画書等の提出 ①長期計画書及び中期計画書 指定管理者として指定された団体は、申請に際して提出した事業計画書に基づき、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）及び指定開始後5年間の事業実施計画書（中期）、収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、府との協議を経て、府が定める期日までに府に提出しなければなりません。</p>	<p>3. 業務の範囲及び内容 (6) 事業実施計画書等の提出 ①長期計画書及び中期計画書 指定管理者として指定された団体は、申請に際して提出した事業計画書に基づき、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）及び指定開始後5年間の事業実施計画書（中期）、収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、府との協議を経て、令和4年2月末日を目途に府に提出しなければなりません。</p>
大阪府営公園指定管理者(PMO型)募集要項	44	<p>9. 指定後のスケジュール (1) 事業実施計画書の提出と承認 ①長期計画書及び中期計画書 指定管理者として指定された団体は、申請に際して提出した事業計画書に基づき、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）及び指定開始後5年間の事業実施計画書（中期）、収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、府との協議を経て、府が定める期日までに府に提出してください。</p>	<p>9. 指定後のスケジュール (1) 事業実施計画書の提出と承認 ①長期計画書及び中期計画書 指定管理者として指定された団体は、申請に際して提出した事業計画書に基づき、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書（長期）、収支計画書（長期）（事業実施計画書（長期）と収支計画書（長期）をあわせて、以下「長期計画書」という。）及び指定開始後5年間の事業実施計画書（中期）、収支計画書（中期）（事業実施計画書（中期）と収支計画書（中期）をあわせて、以下「中期計画書」という。）を作成し、府との協議を経て、令和4年2月末日を目途に府に提出してください。</p>

<p>大阪府営公園指定 管理者(PMO型) 募集要項 別添資料10 基本協定書(案)</p>	<p>9</p>	<p>(事業実施計画書等の提出) 第36条 6 乙は、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書(長期)、収支計画書(長期)(事業実施計画書(長期)と収支計画書(長期)をあわせて、以下「長期計画書」という。)、指定開始後5年間の事業実施計画書(中期)及び収支計画書(中期)(事業実施計画書(中期)と収支計画書(中期)をあわせて、以下「中期計画書」という。)を作成し、甲との協議を経て、甲が定める期日までに甲に提出しなければならない。</p>	<p>(事業実施計画書等の提出) 第36条 6 乙は、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書(長期)、収支計画書(長期)(事業実施計画書(長期)と収支計画書(長期)をあわせて、以下「長期計画書」という。)、指定開始後5年間の事業実施計画書(中期)及び収支計画書(中期)(事業実施計画書(中期)と収支計画書(中期)をあわせて、以下「中期計画書」という。)を作成し、甲との協議を経て、令和4年2月を目途に甲に提出しなければならない。</p>
<p>府営公園管理要領 (案) 管理要領本編</p>	<p>127</p>	<p>5. 事業実施計画 PMO型指定管理者は、「第10章 計画・報告・記録等」の「1. 事業実施計画」で定める事項に加え、以下の事項について留意すること。 ・PMO型指定管理者は、PMO型指定管理者公募に関し、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書(長期)、収支計画書(長期)(事業実施計画書(長期)と収支計画書(長期)をあわせて、以下「長期計画書」という。)、指定開始後5年間の事業実施計画書(中期)及び収支計画書(中期)(事業実施計画書(中期)と収支計画書(中期)をあわせて、以下「中期計画書」という。)を作成し、府との協議を経て、府が定める期日までに、府へ提出しなければならない。</p>	<p>5. 事業実施計画 PMO型指定管理者は、「第10章 計画・報告・記録等」の「1. 事業実施計画」で定める事項に加え、以下の事項について留意すること。 ・PMO型指定管理者は、PMO型指定管理者公募に関し、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書(長期)、収支計画書(長期)(事業実施計画書(長期)と収支計画書(長期)をあわせて、以下「長期計画書」という。)、指定開始後5年間の事業実施計画書(中期)及び収支計画書(中期)(事業実施計画書(中期)と収支計画書(中期)をあわせて、以下「中期計画書」という。)を作成し、府との協議を経て、指定期間初年度の前年度2月を目途に、府へ提出しなければならない。</p>